

玉名市個人情報保護条例の一部改正（案）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第5条）</p> <p>第2章 個人情報の取扱い（第6条—第12条）</p> <p>第3章 自己情報の開示等（第13条—<u>第33条</u>）</p> <p>第4章 救済措置（<u>第34条—第38条</u>）</p> <p>第5章 補則（<u>第39条—第45条</u>）</p> <p>第6章 罰則（<u>第46条—第50条</u>）</p> <p>附則 （定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。<u>以下同じ。</u>）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>ア・イ 略</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、本市の実施機関が保有する個人情報の開示、<u>訂正、利用の停止、消去及び提供の停止</u>を請求する権利を保障することにより、市政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第5条）</p> <p>第2章 個人情報の取扱い（第6条—第12条）</p> <p>第3章 自己情報の開示等（第13条—<u>第27条</u>）</p> <p>第4章 救済措置（<u>第28条—第33条</u>）</p> <p>第5章 補則（<u>第34条—第40条</u>）</p> <p>第6章 罰則（<u>第41条—第45条</u>）</p> <p>附則 （定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう_____。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>ア・イ 略</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、本市の実施機関が保有する個人情報の開示及び<u>訂正</u>_____を請求する権利を保障することにより、市政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。</p>

(収集の制限)

第7条 略

2 実施機関は、個人情報収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1)～(7) 略

(8) 他の実施機関から収集するとき。

(9) 略

3 略

(利用及び提供の制限)

第8条 略

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、個人情報を当該実施機関の内部において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供することができる。ただし、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、個人情報を当該実施機関の内部において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(1)～(7) 略

(8) 国等又は他の実施機関に提供する場合において、個人情報の提供を受けるものが、その所管する事務に必要な限度で個人情報を使用し、かつ、当該個人情報を使用することについて相当の理由があると認められるとき。

(9) 略

(開示決定等に係る第三者保護に関する手続)

第20条 略

2 実施機関は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該個人情報の開示に反対の意見を表示した意見書

(収集の制限)

第7条 略

2 実施機関は、個人情報収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1)～(7) 略

(8) 略

3 略

(利用及び提供の制限)

第8条 略

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、個人情報を当該実施機関の内部において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供することができる。ただし、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、個人情報を当該実施機関の内部において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(1)～(7) 略

(8) 国等\_\_\_\_\_に提供する場合において、個人情報の提供を受けるものが、その所管する事務に必要な限度で個人情報を使用し、かつ、当該個人情報を使用することについて相当の理由があると認められるとき。

(9) 略

(第三者保護\_\_\_\_\_に関する手続)

第20条 略

2 実施機関は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該個人情報の開示に反対の意見を表示した意見書

(以下「開示反対意見書」という。)を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定日と開示を実施する日との間に少なくとも14日間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後速やかに、当該第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(訂正請求の方法)

第24条 略

2 略

3 第14条第2項及び第3項の規定は、訂正請求をしようとする者について準用する。

第26条 略

(訂正決定等に係る第三者保護に関する手続)

第27条 実施機関は、訂正請求に係る個人情報に第三者に関する情報が含まれているときは、訂正決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、書面により通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該個人情報の訂正に反対の意見を表示した意見書(以下「訂正反対意見書」という。)を提出した場合において、訂正決定をしたときは、速やかに当該第三者に対し、訂正決定をした旨及びその理由並びに訂正の内容を書面により通知しなければならない。

(利用停止の請求)

第28条 何人も、自己情報が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対し、当該各号に定める措置の請求をすることができる。

(1) 実施機関により適法に収集されたものでないとき、又は第8条の規定に違反して利用されているとき 当該自己情報の利用の停止又は消去

(以下「反対意見書」という。)を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定日と開示を実施する日との間に少なくとも14日間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後速やかに、当該第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(訂正請求の方法)

第24条 略

2 略

3 第14条第2項\_\_\_\_\_の規定は、訂正請求をしようとする者について準用する。

第26条 略

(2) 第8条の規定に違反して提供されているとき 当該自己情報の提供の停止

2 第13条第2項の規定は、自己情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）の請求（以下「利用停止請求」という。）について準用する。

(利用停止請求の方法)

第29条 利用停止請求をしようとする者は、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した請求書（以下「利用停止請求書」という。）を提出しなければならない。

(1) 利用停止請求をしようとする者の氏名及び住所

(2) 利用停止請求をしようとする個人情報を特定するために必要な事項

(3) 利用停止請求の趣旨及び理由

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 第14条第2項及び第3項の規定は、利用停止請求をしようとする者について準用する。

(利用停止義務)

第30条 実施機関は、利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該個人情報の利用停止をすることにより、当該個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止請求に対する措置)

第31条 実施機関は、利用停止請求に係る個人情報の全部又は一部の利用停止をする旨の決定（以下「利用停止決定」という。）をしたときは、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、利用停止請求に係る個人情報利用停止をしない旨の決定をしたときは、利用停止請求者に対し、その旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第32条 前条の規定による決定(以下「利用停止決定等」という。)は、利用停止請求があった日の翌日から起算して30日以内にならなければならない。ただし、利用停止請求者に対し、補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、やむを得ない理由があるときは、同項に規定する期間を利用停止請求書が提出された日の翌日から起算して60日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、同項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

第33条 略

第4章 救済措置

(不服申立て)

第34条 実施機関は、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による不服申立てがあったときは、次の各号のいずれかに該当するときを除き、速やかに審査会に当該不服申立てに対する決定又は裁決についての諮問をしなければならない。

(1) 略

(2) 不服申立てに係る開示しない旨の決定、訂正しない旨の決定又は利用停止をしない旨の決定を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る個人情報の全部を開示、訂正又は利用停止をするとき。ただし、当該開示決定等又は訂正決定等について、第三者から開示反対意見書又は訂正反対意見書が提出されているときを除く。

第27条 略

第4章 救済措置

(不服申立て)

第28条 実施機関は、開示決定等又は訂正決定等について行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による不服申立てがあったときは、次の各号のいずれかに該当するときを除き、速やかに審査会に当該不服申立てに対する決定又は裁決についての諮問をしなければならない。

(1) 略

(2) 不服申立てに係る開示しない旨の決定又は訂正しない旨の決定を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る個人情報の全部を開示又は訂正をするとき。ただし、当該開示決定等又は訂正決定等について、第三者から反対意見書が提出されているときを除く。

2 前項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 略

(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該不服申立てに係る開示決定等又は訂正決定等について、開示反対意見書又は訂正反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

3 第20条第2項の規定は、次の各号のいずれかに該当するときについて準用する。

(1) 開示決定\_\_\_\_\_に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却するとき。

(2) 不服申立てに係る開示決定等（全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該開示決定等に係る個人情報の開示決定\_\_\_\_\_をするとき（当該開示決定等について、第三者から開示反対意見書が提出されているときに限る。）。

（審査会）

### 第35条 略

2～8 略

9 前各項及び次条から第38条までに定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（審査会の調査権限）

第36条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問した実施機関に対し、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の開示を求められない。

2 略

2 前項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 略

(2) 開示請求者又は訂正請求者\_\_\_\_\_（開示請求者又は訂正請求者\_\_\_\_\_が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該不服申立てに係る開示決定等又は訂正決定等について、反対意見書\_\_\_\_\_を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

3 第20条第2項の規定は、次の各号のいずれかに該当するときについて準用する。

(1) 開示決定又は訂正決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却するとき。

(2) 不服申立てに係る\_\_\_\_\_開示決定又は訂正決定をするとき（当該開示決定\_\_\_\_\_について、第三者から反対意見書\_\_\_\_\_が提出されているときに限る。）。

（審査会）

### 第29条 略

2～8 略

9 前各項及び次条から第32条までに定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（審査会の調査権限）

第30条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問した実施機関に対し、開示決定等又は訂正決定等\_\_\_\_\_に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の開示を求められない。

2 略

3 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関に対し、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を分類し、又は整理した資料を作成し、提出するよう求めることができる。

4 略

#### 第37条 略

(提出資料の閲覧)

第38条 不服申立人等は、審査会に対し、第36条第4項又は前条第2項の規定により審査会に提出された意見書又は資料の閲覧を求めることができる。この場合において、審査会は、閲覧を求めた当該不服申立人等以外の者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関に対し、開示決定等又は訂正決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を分類し、又は整理した資料を作成し、提出するよう求めることができる。

4 略

#### 第31条 略

(提出資料の閲覧)

第32条 不服申立人等は、審査会に対し、第30条第4項又は前条第2項の規定により審査会に提出された意見書又は資料の閲覧を求めることができる。この場合において、審査会は、閲覧を求めた当該不服申立人等以外の者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

(是正の申出)

第33条 何人も、自己に関する個人情報を実施機関が第7条又は第8条の規定に違反して取り扱っていると認めるときは、当該実施機関に対し、当該個人情報の取扱いの是正の申出（以下「是正の申出」という。）をすることができる。

2 是正の申出をしようとする者は、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した申出書を実施機関に提出しなければならない。

(1) 是正の申出をしようとする者の氏名及び住所

(2) 是正の申出に係る個人情報を特定するために必要な事項

(3) 是正を求める個人情報の取扱い及び是正の内容

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 第13条第2項及び第14条第2項の規定は、是正の申出について準用する。

4 実施機関は、是正の申出があったときは、速やかに必要な調査を行い、当該是正の申出に正当な理由があるとき、必要な措置を講じなければならない。

第5章 補則

第39条 略

第40条 略

第41条 略

第42条 略

(他制度との調整等)

第43条 法令等(玉名市情報公開条例(平成17年条例第12号)を除く。)に自己に関する個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去又は提供の禁止その他これらに類する手続が規定されているときは、その定めるところによる。

2 略

第44条 略

第45条 略

第6章 罰則

第46条 略

第47条 略

第48条 略

第49条 第35条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第50条 略

附 則

1～3 略

5 実施機関は、是正の申出をした者に対し、速やかに書面により講じた措置の内容(申出の趣旨に沿った措置を行わない場合にあっては、その理由を含む。)を通知しなければならない。

第5章 補則

第34条 略

第35条 略

第36条 略

第37条 略

(他制度との調整等)

第38条 法令等(玉名市情報公開条例(平成17年条例第12号)を除く。)に自己に関する個人情報の開示又は訂正その他これらに類する手続が規定されているときは、その定めるところによる。

2 略

第39条 略

第40条 略

第6章 罰則

第41条 略

第42条 略

第43条 略

第44条 第29条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第45条 略

附 則

1～3 略

(委員の任期の特例)

4 第29条第5項の規定にかかわらず、平成20年1月18日から始まる委員の任期は、2年に達した日以後における最初の3月31日までとする。